

浅間保育所の建替えに伴う民設民営化に向けたガイドライン

飯 能 市

令和 8 年 7 月 3 0 日

1 趣旨

令和 6 年度に定めた「飯能市公立保育所のあり方に関する基本方針」に基づき、抜本的な見直しを行う飯能市立浅間保育所（以下「浅間保育所」という。）に関し、民間活力の活用による建替えについて検討するに当たり、令和 7 年度に民設民営化に向けたサウンディング型市場調査（以下「サウンディング調査」という。）を実施しました。

サウンディング調査により、浅間地区周辺への民間保育施設の立地及び他の事業との複合的な機能を有する施設の立地の可能性があるとの結果が得られました。

このガイドラインは、サウンディング調査の結果を踏まえ、民間の力を最大限に活用し、地域においてより良い保育環境を確保するため、公募による事業者選定に向けた基本的な方針を定めるものです。

2 民設民営化の方針

サウンディング調査の結果を受け、保育関連事業を超えた事業提案や、市有地以外での柔軟な事業提案の可能性があることを把握しました。民設民営化に当たっては、こども基本法の基本理念を踏まえ、こどもの最善の利益を最優先に考え、すべてのこどもが安心して健やかに成長できる環境づくりに資するものとします。さらに、保育機能の維持・向上に加え、地域の子育て支援や多様な保育ニーズへの対応など、こどもと子育て家庭への支援の充実と地域全体でこどもの育ちを支える環境づくりを目指します。

3 保育の方針

保育の運営に当たっては、各種法令、基準等を遵守し保育を実施することとし、「飯能市こども計画」の基本理念「こども・若者が自分らしく成長できるまち はんのう」を踏まえ、一人ひとりの個性や発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するとともに、多様なニーズに応える保育環境を整備し、基本目標に掲げる「こどもが健やかに育つ環境づくり」を推進します。

また、「飯能市立保育所」における以下の保育方針を継承し、これに沿った保育を行うものとします。

〈飯能市立保育所の保育方針〉

- ・養護と教育が一体となって豊かな人間性をもつ子どもを育てる保育
- ・自然とのふれあいの中でのびやかな感性や表現力を育む保育
- ・保護者（家庭）や地域に信頼される保育

4 民設民営化の基本的な進め方

浅間保育所に通う児童やその保護者等が安心して、かつ負担なくスムーズに新たな保育施設へ移行できるよう最大限の配慮を行い民設民営化を進めます。

- (1) 民設民営化による保育運営を行う事業者が決定した後、移行までは十分な準備期間を設け、保護者等への情報共有と協議を行い、信頼関係の下に進めます。
- (2) 浅間保育所に通う児童の保育環境（保育内容・行事・生活習慣など）等に配慮し、児童及び保護者の負担軽減に努めます。
- (3) 民設民営化による保育施設は、浅間保育所からおおむね半径 500 メートル以内に整備します。
- (4) 浅間保育所に勤務する保育士等の民設民営化後の雇用について配慮し、協議を進めます。
- (5) 民設民営化後も、事業者への指導等を定期的かつ計画的に実施し、運営に対する指導・助言を行います。

5 民設民営化の要件

(1) 必須要件

- ・認可保育所であること。
- ・市立浅間保育所からおおむね半径 500 メートル以内に設置すること。
- ・入所定員：おおむね 100 人
- ・保育対象年齢：0 歳児～5 歳児
- ・保育時間：月～金曜日 7：30～18：30 を下回らない時間
土曜日 7：30～13：30 を下回らない時間
- ・休園日：原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から同月 31 日まで並びに 1 月 2 日及び同月 3 日）※休日保育を実施することは可能
- ・施設整備及び保育運営については、「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法」、「建築基準法」、「消防法」、市条例等の関係法令を遵守すること。
- ・車による送迎に対応できる駐車スペースを確保すること。
- ・児童の保護者、地域住民等に対し十分な説明をすること。
- ・近隣及び地域住民生活に配慮した施設及び設備であること。
- ・浅間保育所に勤務する保育士等の会計年度任用職員の継続雇用に配慮すること。

(2) 任意要件

- ・保育の拡充
一時預かり保育、延長保育、休日保育等
- ・保育所以外の事業（機能）
障害児通所サービス、乳児等通園支援事業等

(3) その他の要件

- ・市有地を貸し付ける場合は、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」及び「飯能市財産規則」に基づく貸付けとなります。

6 浅間保育所の建替えに伴う民設民営化に向けたスケジュール

	主なスケジュール	説明会等
令和8年度	ガイドラインの作成 民間事業者の募集 事業者選定 事業者との協議開始 (事業者、保護者・地域住民、市) 事業者と市の協定等締結	保護者・地域住民等への周知
令和9年度	新園舎等の設計・建設	保護者・地域住民等への説明及び 意見交換会等の実施
令和10年度	新園舎等の建設 浅間保育所閉所(3月末)	保護者・地域住民等への説明及び 意見交換会等の実施
令和11年度	4月1日から民営化(新園舎)	

浅間保育所に通う児童やその保護者、地域住民等への影響が最小限となるよう、関係部署、選定事業者による説明会や意見交換会を開催し、意見・要望等の把握に努め、ご理解を得ながら進めていきます。

また、浅間保育所のスムーズな民設民営化と、それに伴い転園する児童に配慮するとともに、保育士等の会計年度任用職員の意向確認を行ったうえで、民間保育施設での雇用について、事業者と協議を行います。